

住宅の修繕と費用負担

住宅の修繕は、市側の負担で行うものと、入居者が自己の負担で行うべきものがあります。(公営住宅法第21条)

その区分は、次の表のとおりです。市が負担する部分について修繕の必要が生じた場合、および不明な部分については、市都市整備課へ連絡してください。

なお、負担区分が市となっているものでも、入居者の自己改造や不注意が原因である場合等は、入居者で費用を負担していただくことになります。また、逆に負担区分が入居者となっているものでも、市の負担となる場合もあります。

区分	修 繕 内 容		負 担 区 分		備 考
			入居者	市	
建 物 主 体	床組みの修繕			○	
	屋根、外壁からの雨漏り			○	
	畳の表替、襖、障子の張り替え		○		
	壁の汚損、穴あき等の補修		○		
	建具付属品の取替（錠前、鍵類、ドアの引手等）		○		
	ガラスの破損		○		
	流し台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の備品の修繕および付属金物類の取替		○		
	サッシの開閉不良		○		
	浴室、トイレ、洗面台のカビ・水垢		○		
	台所の油汚れ		○		
押入内部の結露による腐食		○			
給 水 設 備	受水槽、高架水槽の修理			○	
	揚水装置の修理（揚水ポンプ、モーター、感知・制御スイッチ等）			○	
	給水管修理	部屋内部露出部分（止水栓周り除く）	○		止水栓周りは市負担
		上記以外（止水栓周り・壁の内部等）		○	
	蛇口および内部部品取替		○		
	トイレ貯水タンクの内部部品取替			○	
電気温水器の修理			○		
排 水 設 備	排水・污水管詰まりの清掃		○		
	排水・污水管の修理			○	
	陶器類（洗面器・便器等）の修理			○	
	洗濯機パンの修理・取替			○	

	トラップ用エルボの取替	○		
電 気 設 備	制御盤、分電盤、配電盤等の修理・取替		○	
	壁内配線の漏電・断線の修理		○	
	照明器具の修理・取替（球替え含む）	○		
	スイッチ、コンセント、プレート等の修理・取替	○		
	換気扇の清掃（トイレ・浴室・台所等）	○		
	換気扇の修理・取替（トイレ・浴室・台所等）		○	
	ドアチャイムの設置・修理・取替	○		
	住宅用火災報知器の取替		○	
ガ ス 設 備	配管類の修理		○	
	ガスコックの修理・取替		○	
	風呂釜、給湯器の設置・修理・取替	○		
屋 外 附 帯 施 設	汚水マス、雑排水マスの清掃	○		自治会で行う
	汚水ポンプ修理		○	
	屋外排水管、汚水マス、雨水マスの修理		○	
	団地内通路の維持・修繕		○	
	浄化槽の維持管理（詰まり含む）	○		自治会で行う
	浄化槽の修理		○	
	側溝、排水溝の清掃	○		自治会で行う
	雑草の草刈・清掃	○		自治会で行う
共 同 施 設	害虫駆除、蜂の巣の除去、ハト等鳥の防除	○		
	砂場、遊具の維持・管理		○	
	集会所、公園の維持・保全	○		自治会で行う
	敷地内の外灯、階段・通路の共同灯の蛍光灯、電球、グロー球の取替	○		自治会で行う
	敷地内の外灯、階段・通路の共同灯の修理・取替		○	
	共同水栓の蛇口および内部部品取替	○		自治会で行う
	駐車場（白線・番号・アスファルト・車止め等）		○	